

## ○牧之原市総合評価競争入札実施要領

令和 8 年 3 月 31 日  
告示第 120 号

(趣旨)

第 1 条 この告示は、牧之原市が所管する建設工事において、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号。以下「政令」という。）第 167 条の 10 の 2 第 1 項及び第 2 項（政令第 167 条の 13 において準用する場合を含む。）の規定に基づき、価格だけでなく、技術的な要素を評価の対象に加え、品質や施工方法等を総合的に評価し、価格と技術の両面から最も優れたものをもって申込みをしたものを落札者とする入札（以下「総合評価競争入札」という。）を実施するにあたり必要な事項を定めるものとする。

(対象工事)

第 2 条 総合評価競争入札の対象は、次の各号のいずれかに該当する建設工事であって、牧之原市入札資格等審査委員会（以下「資格審査委員会」という。）が適当と認めるものとする。

- (1) 入札者の提示する性能、機能、技術等に関する提案（以下「技術提案」という。）によって、工事価格に、工事に関連して生じる補償費等の支出額及び収入の減額相当額（以下「補償費等の支出額等」という。）を加えた総合的なコストに相当程度の差異が生じると認められる建設工事
- (2) 技術提案によって、工事目的物の初期性能の持続性、強度、安定性などの性能及び機能に相当程度の差異が生じると認められる工事
- (3) 環境の維持、交通の確保、特別な安全対策、省資源対策又はリサイクル対策を必要とする建設工事にあつて、技術提案によって、工事価格の差異に比して対策の達成度に相当程度の差異が生じると認められる工事
- (4) 前 3 号に掲げるもののほか市長が必要と認める工事

(学識経験を有する者の意見の聴取)

第 3 条 市長は、総合評価競争入札の実施にあたり、地方自治法施行規則（昭和 22 年内務省令第 29 号）第 12 条の 4 の規定により、政令第 167 条の 10 の 2 第 4 項及び第 5 項に規定する事項に関し、2 人以上の学識経験を有する者（以下「学識経験者」という。）の意見を聴かなければならないものとする。

2 前項の規定による学識経験者の意見聴取については、当分の間、静岡県が設置している静岡県総合評価審査委員会（以下「審査会」という。）によるものとする。

(入札の公告)

第 4 条 市長は、総合評価競争入札を実施しようとするときは、政令第 167 条の 6、牧之原市の契約に関する規則（平成 17 年牧之原市規則第 34 号）第 7 条の規定に基づく事項のほか、次の事項について公告する。

- (1) 総合評価競争入札の方法による旨
- (2) 総合評価競争入札に参加するための条件
- (3) 落札者決定基準
- (4) 技術提案等の取扱いに関する事項
- (5) 技術提案等の担保に関する事項

(6) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

(落札者決定基準)

第5条 市長は、総合評価競争入札を行う場合には、政令第167条の10の2第3項の規定により、当該総合評価競争入札に係る申込みのうち、価格その他の条件が市にとって最も有利なものを決定するための基準（以下「落札者決定基準」という。）を定めるものとする。

2 落札者決定基準には、評価基準及び評価の方法並びに落札者決定の方法等について定めるものとする。

3 前項の評価基準においては、次の各号に掲げる事項について定めるものとする。

(1) 技術提案等の評価に関する評価項目

(2) 評価項目ごとの評価基準

(3) 得点配分

4 落札者決定基準を定めようとするときは、当該落札者決定基準を定めるに当たって留意すべき事項について、前条の規定に準じ、あらかじめ学識経験者の意見を聴かなければならない。

5 落札者決定基準は、審査会での意見を聴取した上で、資格審査委員会において決定するものとする。

(評価基準)

第6条 評価基準は、提示性能等に係る評価項目及び得点配分とする。

(1) 評価項目

各評価項目は、工事特性等に応じて定める。

(2) 得点配分

ア 各評価項目の評価に応じて与えられる得点を評価点という。

イ 入札者からの技術提案等が発注者が示す標準案を満たしていれば標準点を与え、更に評価に応じて加算点を与える。

ウ 各評価項目に対する得点配分は、その必要度・重要度に応じて定める。

(3) その他評価に必要な事項

補償費等の支出額等を評価する場合においては、当該費用について評価項目としての得点を与えず、評価値の算出において入札価格に当該費用を加算する。

(評価の方法)

第7条 評価の方法は、入札者の申込みに係る提示性能等の各評価項目の得点の合計（以下「評価点」という。）を当該入札者の入札価格（補償費等の支出額等を評価する場合においては、入札価格にその費用を加算した価格）で除して得た数値（以下「評価値」という。）をもって行う。

2 評価点は小数点以下2位止め（3位を四捨五入）とし、評価値は小数点以下4位止め（5位を四捨五入）したものとする。

評価点＝標準点＋加算点

評価値＝（評価点×1,000）／（入札価格÷1,000）

(技術提案等の提出及び審査)

第8条 総合評価競争入札に当たっては、あらかじめ、期日を定めて入札参加

者に技術提案等の提出を求めるものとする。

- 2 資格審査委員会は、技術提案等の採否及び当該技術提案等に係る入札参加者に必要な資格の有無について審査するものとする。
- 3 技術提案等の審査に当たっては、当該技術提案等の実現性及び有効性を確認し、必要があると認めるときは、ヒアリングを実施するものとする。
- 4 市長は、第2項の規定による資格審査委員会の審査があったときは、技術提案等の採否を決定し、入札参加資格の有無を決定し、入札参加者に通知するものとする。

(技術提案等の不採用に関する説明等)

第9条 前条の規定により技術提案等の不採用の決定を受けた入札参加者は、当該決定に異議があるときは、書面により説明を求めることができる。

(落札者の決定)

第10条 落札者の決定方法は、落札者決定基準に基づいてこれを評価し、入札価格が予定価格の制限の範囲内にあるもののうち価格その他の条件が市にとって最も有利なものを落札者とする。ただし、落札者となるべき者が次の各号のいずれかに該当するときは、政令第167条の10の2第2項の規定により、その者を落札者とせず、入札価格が予定価格の制限の範囲内にある者のうち価格その他の条件が市にとって最も有利な者を落札者とする。

- (1) その者の申込みに係る価格によってはその者により契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認められるとき。
- (2) その者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあり著しく不適當であると認められるとき。

2 前項の規定による落札者となるべき者が2人以上あるときは、くじにより落札者を定める。この場合において、落札者となるべき者のうち出席しないものがあるときは、入札事務に関係のない市職員をこれに代わらせるものとする。

3 市長は、第1項の規定による落札者の決定に当たり、必要であるとされたときは学識経験者の意見を聴かなければならない。

(情報の公開)

第11条 市長は、前条第1項及び第2項前段の規定により決定した落札者と契約を締結したときは、遅滞なく次に掲げる事項を記載した書面を閲覧に供するものとする。

- (1) 契約の相手方の商号又は名称及び所在地
- (2) 各入札者の入札価格
- (3) 各入札参加者の入札の評価の状況
- (その他)

第12条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附 則 (令和8年3月31日告示第120号)

この告示は、令和8年4月1日から施行する。